平成２９年（フ）第３９８号
千葉県佐倉市寺崎北４丁目７番地７　クレイノモアナルアドエル101
債務者　荒川　一樹
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４００号
千葉県成田市並木町136番地35（コーポＭＡ－102）
債務者　堀　　康幸
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４０５号
千葉県印西市高花１丁目６番地５棟302号
債務者　米倉　信明
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５号
千葉県八街市八街い166番地62
債務者　菅原　　彰
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１０号
千葉県白井市清水口２丁目４番６棟506号
債務者　松本　幸治
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１１号
千葉県四街道市大日248番地４（グリーンハイム103）
債務者　正木　勝利
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２９号
愛知県豊川市東豊町２丁目121番地
債務者　請井　久一
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６号
島根県出雲市知井宮町40番地１　ニーラスクＡ－204
債務者　藤原　倍枝
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２５６号
岡山県笠岡市一番町６番地３　メゾン松本Ｄ
債務者　小谷　綾美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市老松町２丁目８番16号　プレアール老松町Ⅰ－302、申立時の住民票上の住所岡山県倉敷市玉島乙島7276番地１　グランドソレーユ205
債務者　西村　京子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18－1103号
債務者　大原　洋美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４７号
北九州市若松区童子丸１丁目２番31－205号
債務者　和才　吉彦
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５７号
北九州市小倉南区北方１丁目16番10－607号
債務者　牧野　秀和
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７２号
北九州市八幡西区上香月１丁目５番３号
債務者　楠松はるみ
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７７号
北九州市小倉北区熊本１丁目３番16－702号
債務者　岩田まどか
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４号
北海道北見市中央三輪１丁目352番地２、前住所北海道札幌市中央区南二条西25丁目２番24－208号
債務者　千葉　隆広
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
相模原市中央区相模原３丁目４番６号　メゾンボヌール302
債務者　三上　　瞳
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部